

## 令和6年度学校給食のしおり

このご案内は学校給食の提供内容の変更を希望する際の手続き方法や、学校給食費の仕組みについてご案内するものです。

保護者様においては、こちらの案内を一年間大切に保管いただき、必要な手続きに漏れがないようにお願いいたします。

### ■越谷市の学校給食

#### 《目的》

児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的としています。

#### 《目標》

学校給食については教育の目的を実現するために次のような目標が掲げられています。

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養う。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養う。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導く。

### ■学校給食費の収納管理

令和5年度まで学校給食費は各学校にて収納管理を行っておりましたが、平成31年1月の中央教育審議会の提言を受け、令和6年度からは越谷市教育委員会給食課にて市内小中学校の学校給食費の一元管理を開始します。

### ■学校給食費

越谷市では学校給食の提供に係る費用のうち、食材費以外の経費（人件費、光熱水費、運搬費、学校給食センターの施設維持管理費等）を全て税金にてまかない、食材費のみを学校給食費として保護者に負担いただいております。

学校給食費の一食あたりの費用は次の通りです。

		小学校	中学校
①	完全喫食（主食※ <sup>1</sup> ・副食※ <sup>2</sup> ・牛乳）	239円	289円
②	牛乳なし（主食・副食のみ）	181円	222円
③	主食のみ（副食・牛乳なし）	53円	67円
④	副食のみ（主食・牛乳なし）	128円	155円
⑤	牛乳のみ（主食・副食なし）	58円	67円
⑥	主食なし（副食・牛乳のみ）	186円	222円
⑦	副食なし（主食・牛乳のみ）	111円	134円

※1：ごはん ※2：おかず

#### ■学校給食の申込み

口座振替依頼書（ゆうちょ銀行においては自動払込申込書）の提出をもって、給食提供の意思表示があったものとして取扱います。

また、口座振替依頼書の提出のない方は、初回の給食喫食をもって意思表示があったものとみなします。

#### ■納付方法・納期限

越谷市では学校給食費の納付方法について、保護者が納付のために金融機関の店舗窓口へ行く負担が生じないように、原則として口座振替の利用をお願いしています。

口座振替をご利用いただけない方については、納付月の中旬に納付書を送付しますので、金融機関窓口又は越谷市北部・南部出張所窓口にて納期限までにご納付ください。（コンビニ払い、クレジットカード払い、電子マネー決済は利用いただけません。また、学校での現金払いもできません。）

《本市公金取扱い金融機関一覧》R6.4月時点

- ・埼玉りそな銀行    ・群馬銀行    ・東和銀行    ・青木信用金庫    ・越谷市農業協同組合
- ・みずほ銀行    ・足利銀行    ・栃木銀行    ・東京東信用金庫    ・ゆうちょ銀行
- ・三菱UFJ銀行※    ・常陽銀行    ・東日本銀行    ・足立成和信用金庫
- ・三井住友銀行    ・武蔵野銀行    ・埼玉縣信用金庫    ・城北信用金庫
- ・りそな銀行    ・千葉銀行    ・川口信用金庫    ・中央労働金庫

※三菱UFJ銀行・三井住友銀行・常陽銀行は口座振替のみとなり、納付書払いの取扱いはありません。

#### 《納期及び納期限》

期別	対象月	納期限
第1期	4・5月分	5月末日
第2期	6月分	6月末日
第3期	7月分	7月末日
第4期	8・9月分	9月末日
第5期	10月分	10月末日
第6期	11月分	11月末日
第7期	12月分	1月4日
第8期	1月分	1月末日
第9期	2月分	2月末日
第10期	3月分	3月末日

※各期、納期限の日に口座振替を実施します。

※末尾が土日・祝日にあたる場合には翌営業日が納期限となります。

#### ■納付額の通知

納付方法に関わらず年度当初に学校給食費納付額決定通知書を発送します。また、年度途中で給食費に変更が生じた場合は学校給食費納付額変更通知書を発送します。

なお、最終期となる第10期には年度内に生じた過誤納金還付(2重納付による返金等)や給食の提供内容変更に伴う学校給食費の変更による差額について清算を行いますので、学校給食費納付額清算通知書を発行します。

#### ■納付の確認ができない場合

残高不足等の理由により納期限までに納付の確認ができなかった場合には、納期限の翌月末までに督促状兼納付書を発行しますので金融機関窓口にて指定する期限までにご納付ください。なお、口座振替の再振替は実施しませんのでご注意ください。また、納付書払いの方が納期限経過後に納付した場合、督促状が行き違いで届く場合がありますので、あしからずご了承ください。

#### ■各種手続き

これまで、学校を通じて行っていた以下の手続きについては、令和6年度以降は学校を介さずに保護者から直接市へ手続きいただく方法に代わります。手続きを忘れてしまうと食材調達が進むため、結果的に給食を召し上がらなかつたとしても給食費は発生してしまいます。

また、日付を遡って受付することはできませんのであしからずご了承ください。

(1) 食物アレルギーその他の疾患により給食の提供内容を変更したい場合

越谷市学校給食食物アレルギー対応実施要領に基づき、給食内容を選択する場合、「学校給食食物アレルギー対応申請書」(様式5-1)の提出が必要です。学校を通じての申請となります。(インターネットからの申請はできません。)

また、他のアレルギー対応(資料提供、対応食等)を理由として申請する場合は、給食内容の記入をしていただくことで申請となります。

※「学校給食食物アレルギー対応申請書」の用紙は学校にて配布しています。申請は学校を経由しますので、申請から変更の適用まで2週間程かかりますのであらかじめご了承ください。

(2) 上記(1)以外の理由により給食提供の内容を変更したい場合

「信仰上の理由により主食(ごはん)のみの提供に変更したい」等、給食の提供内容を変更したい方は「越谷市学校給食提供内容変更届」の提出が必要です。

下記のQRコード又は本市ホームページから手続きをお願いします。オンラインでの手続きが困難な方は給食課へ届出書(規則第1号様式)をご要望ください。

なお、申請受理日から数えて6開庁日後からの反映となりますので、余裕をもってお手続きください。

《手続きはこちら》



※食物アレルギーによる個別対応希望の方はこの手続きではありません。上記(1)をご覧ください。

(3) 給食提供を一時的に停止したい場合(一時的な停止を解除し再開したい場合)

入院・疾病等の理由により学校を長期間欠席する間、給食の提供を停止することができます。ご希望の場合は「越谷市学校給食提供停止(再開)届」の提出が必要です。

下記のQRコード又は本市ホームページから手続きをお願いします。オンラインでの手続きが困難な方は給食課へ届出書(規則第2号様式)をご要望ください。

なお、申請受理日から数えて6開庁日後からの反映となりますので、余裕をもってお手続きください。

《手続きはこちら》



#### (4) 振替口座を変更したい場合

振替口座を変更する場合は口座振替依頼書の再提出が必要になります。口座振替依頼書は紙での手続きのみとなり、インターネットからの手続きはできません。ご希望の際は給食課へお電話にてご要望ください。用紙をご自宅へ郵送します。

#### ■生活保護・就学援助・就学奨励費を受給の方

##### 《生活保護受給者の方》

学校給食費は代理納付（生活保護費からの天引き）が原則となりますので、受給者の方が直接納付することはありません。

※生活保護の制度については生活福祉課（048-963-9162）へお問い合わせください。

##### 《就学援助認定者・就学奨励費認定者の方》

就学援助・就学奨励は扶助制度のため、一旦、ご自身で納期限までにご納付ください。その後、援助費の支給日に指定口座に実費が振り込まれます。

※就学援助・就学奨励の制度については学務課（048-963-9281）へお問い合わせください。

#### ■関係例規

法令は e-Gov 法令検索、条例・規則は本市例規集にてご確認いただけます。

- ・学校給食法
- ・学校給食法施行令
- ・越谷市学校給食センター設置条例
- ・越谷市学校給食センター設置条例施行規則
- ・越谷市学校給食費の管理に関する規則

《e-Gov》



《例規集》



#### ■学校給食にかかる問合せ

越谷市教育委員会 学校教育部給食課

048-963-9293（直通） 開庁時間（平日）8：30～17：15